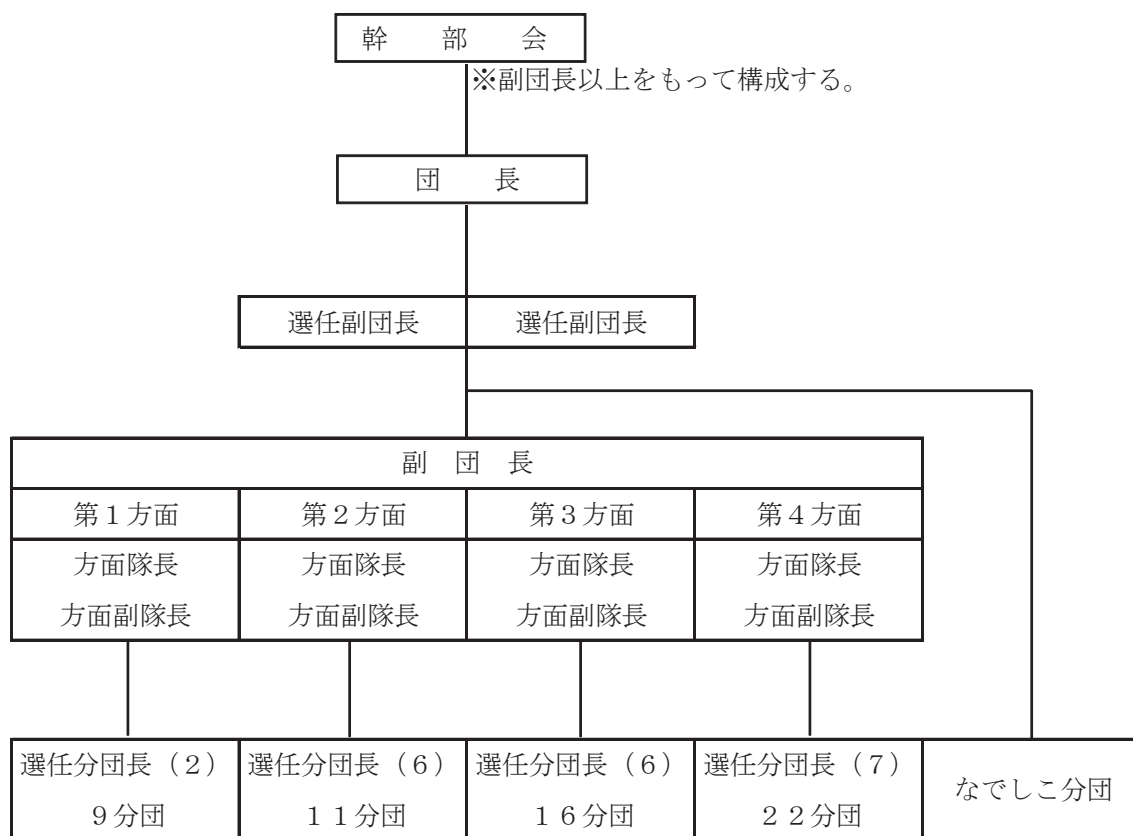


(資料 4 - 1) 南あわじ市消防団組織系統図



※ () 内数字は人数

(資料 4 - 2) 消防力の現況

1 消防力の現況 (平成30年4月1日現在)

(1) 消防団概要

面 積 (k m ²)	世帯数 (世帯)	人 口 (人)	分団数 (分団)	団員数 (人)
221. 01	18, 974	50, 061	59	2, 190

(2) 消防団保有ポンプ等保有数

消防ポンプ自動車 (台)	小型動力ポンプ		
	小型動力ポン プ付き積載車	車両に積載し ていないもの	手引動力 ポンプ
24	84	24	2

(3) 消防水利

防火水槽 (基)	消火栓 (基)
404	1, 764

(資料４－３) 淡路広域消防事務組合 車両と無線局配置状況

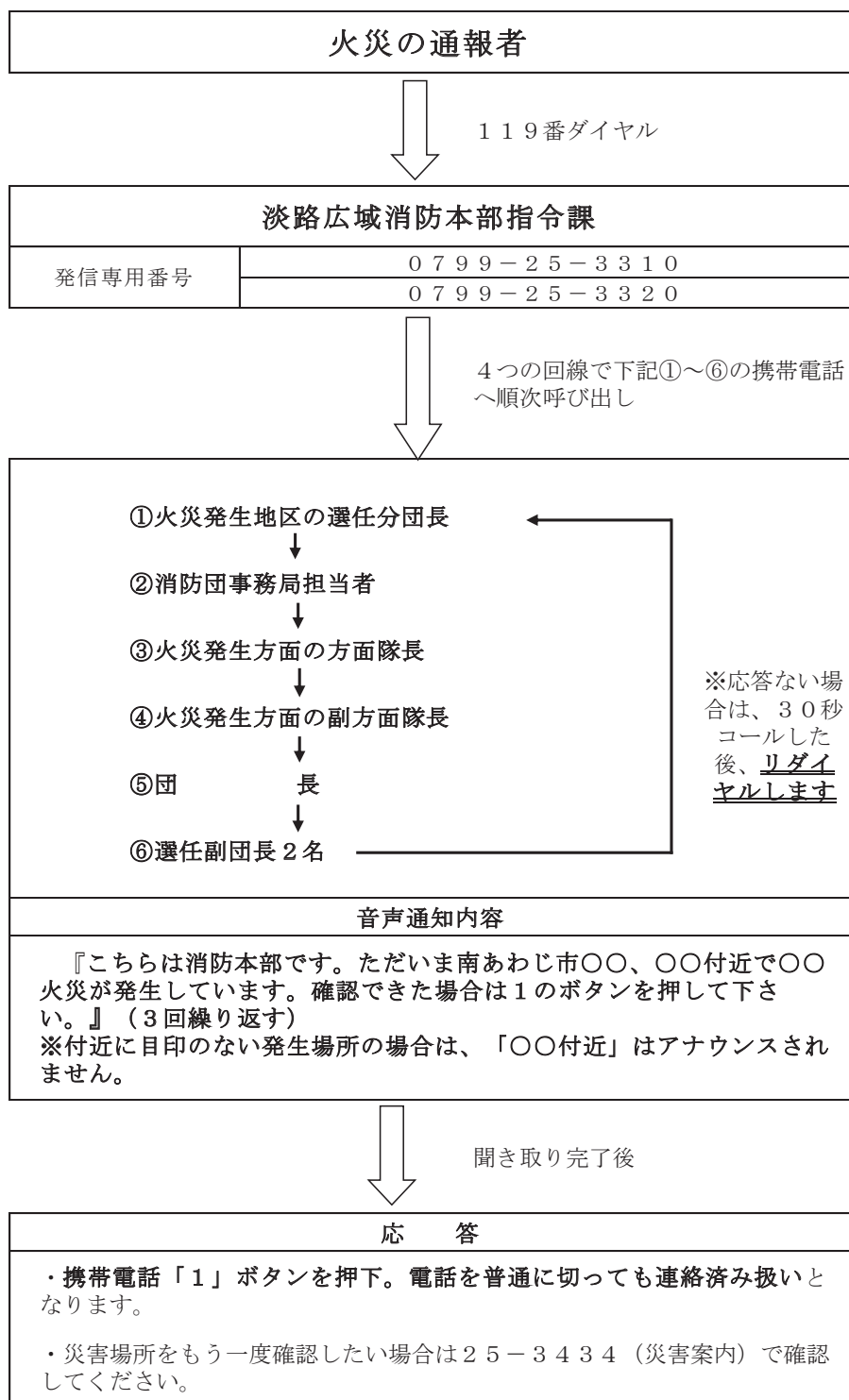
平成 30 年 4 月 1 日 現在 (平成 29 年消防年報より作成)

署 所 区 分	合 計	消 洲 防 本 本 防 部 署	津 名 一 宮 分 署	岩 屋 分 署	南 淡 分 署	由 良 出 張 所	五 色 出 張 所	北 淡 出 張 所	西 淡 出 張 所
消 防 ポ ン プ 自 動 車	8	1	1	2	1		1	1	1
水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	1	1							
化 学 消 防 ポ ン プ 自 動 車	1	1							
は し ご 付 消 防 自 動 車	1	1							
消 防 ポ ン プ 付 救 助 車	1				1				
救 助 工 作 車	1	1							
小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車	2		1			1			
救 急 自 動 車	9	2	1	1	1	1	1	1	1
指 揮 車	1	1							
支 援 車	1	1							
警 防 車	1	1							
査 察 車	1	1							
連 絡 車	6		1	1	1		1	1	1
そ の 他 の 車 両	4	4							
合 計	38	15	4	4	4	2	3	3	3

基地局	7	1	1	1	1	1	1	1	
移 動 局	58	20	7	7	7	4	4	4	5
車載用	28	11	3	3	3	2	2	2	2
携帯用	28	8	4	4	4	2	2	2	2
卓上型・可搬型	2	1							1
合 計	65	21	8	8	8	5	5	5	5

淡路広域消防順次指令システム

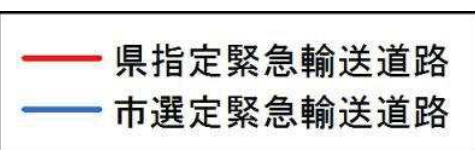
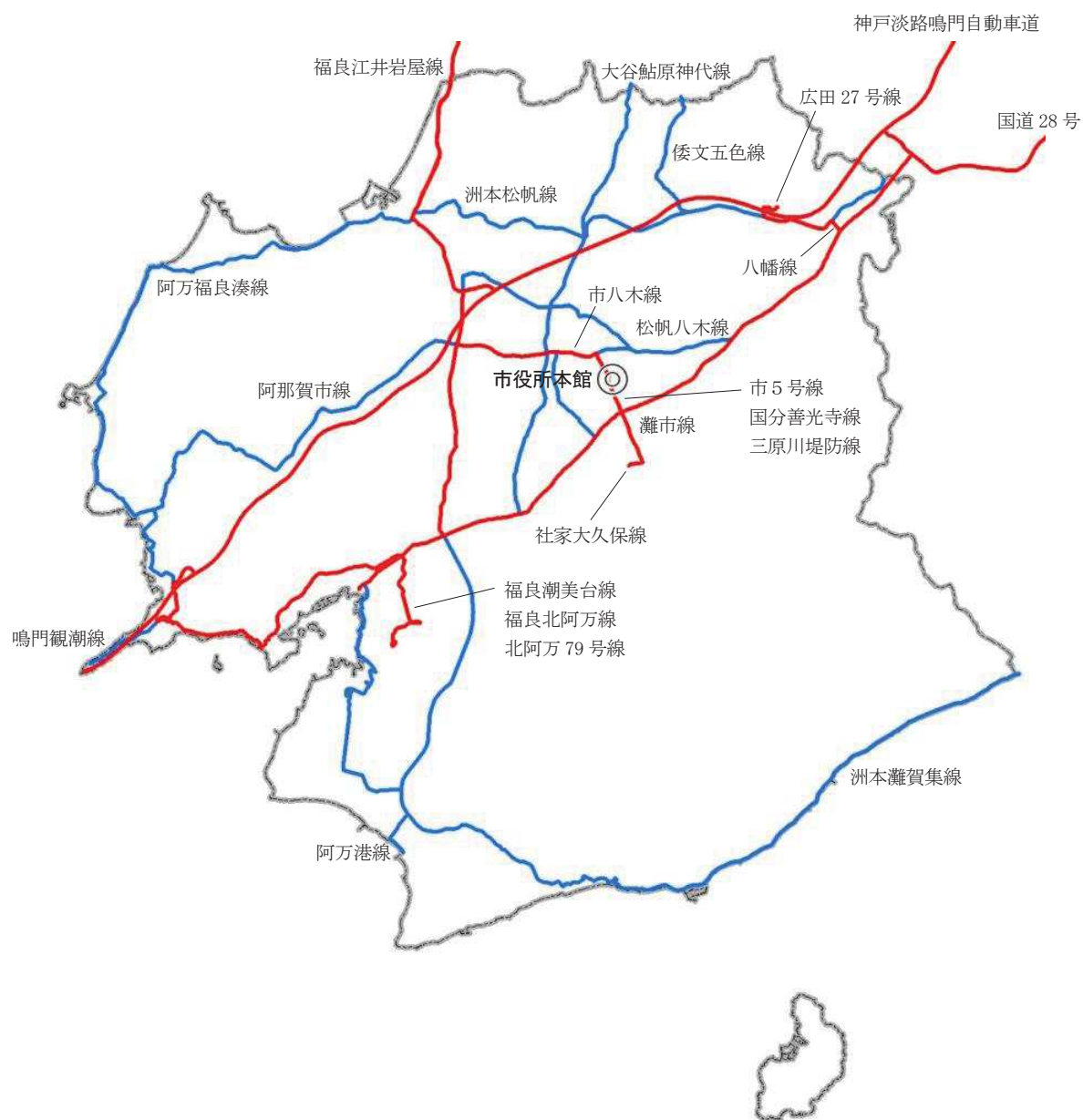
淡路広域消防本部指令課から消防団幹部及び消防団事務局担当者の携帯電話に以下の流れで音声による火災通知がされるシステム。



(資料 5 - 1) し尿収集運搬許可業者

業 者	所 在 地	電話番号	FAX 番号
淡路清掃(株)	南あわじ市山添 606-1	45-0413	45-1212
(株)サンスイ	南あわじ市榎列上幡多 1475-39	42-2213	42-6924
(有)洲本衛生公社	洲本市物部 3-13-11	22-0098	22-0098
全淡水質管理センター(株)	南あわじ市榎列小榎列 242-3	42-1415	42-1415
(株)大洋	姫路市山吹 2-11-12	079-297-5411	079-293-1182
中谷清掃(株)	洲本市上物部 876-11	22-2609	
(株)南淡衛生社	南あわじ市福良甲 142-6	52-0692	52-0692

(資料 5 - 2) 緊急輸送道路図



（資料 5－3） 緊急通行車両の事前届出及び確認手続等要領

（通達から抜粋）

第1 目的

この要領は、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 228 号。以下「災対法施行令」という。）第 33 条第 1 項又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号。以下「地震法施行令」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両等として使用されるものであることの確認について、都道府県公安委員会が当該車両の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査（以下「事前届出」という。）を行う場合の処理及び確認手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両に係る取扱い

1 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

省略

2 事前届出の対象とする車両

都道府県公安委員会が行う災対法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく、確認の対象となる車両は、同令第 32 条の 2 第 2 号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

- （1）災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は次の事項について行うものとされている。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項

ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

- (2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

第3 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく緊急輸送車両に係る取扱い

1 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出

省略

2 事前届出の対象とする車両

業務計画に基づき事前届出の対象となる車両は、次のいずれにも該当する車両とする。

- (1) 警戒宣言発令時において大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「地震法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第 21 条第 1 項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両であること。

なお、同法では、地震防災応急対策は次の事項について行うものとされている。

ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

エ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項

オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ 地震が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

- (2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(資料 5 - 4) ポンプ場一覧

◎市営排水機場

施設名		ポンプ形式	エンジン排出量		竣工年月	管理者
1	湊東 1 排水ポンプ	水中ポンプ $\phi 250 \times 1$ (H8.1 製造)	18.5kw	0.087m ³ /s (5.2m ³ /min)	平成 8 年 3 月	市管理
2	湊東 2 排水ポンプ	水中ポンプ $\phi 300 \times 1$ (H14.2) 水中ポンプ $\phi 300 \times 1$ (H19.3)	18.5kw $\times$ 1 15kw $\times$ 1	0.18m ³ /s (11m ³ /min) 0.17m ³ /s (10m ³ /min)	平成 14 年 3 月 平成 19 年	市管理
3	立石川排水機場	水中ポンプ $\phi 300 \times 2$ (H16.4 製造)	15kw $\times$ 2	0.18m ³ /s $\times$ 2 = 0.36m ³ /s (11m ³ /min $\times$ 2)	平成 16 年 5 月	市管理
4	古津路排水ポンプ (松原)	水中ポンプ $\phi 150 \times 2$		0.08m ³ /s $\times$ 2 = 0.16m ³ /s	昭和 56 年 9 月	市管理
5	志知排水機場	横軸斜流 $\phi 600 \times 1$ (S.59 製造)	60ps $\times$ 1	0.7m ³ /s (42m ³ /min)	昭和 59 年 8 月	市管理
6	志知川排水機場	縦軸軸流 600 $\times$ 1 (S50.7) 横軸斜流 $\phi 800 \times 1$ (S56.6)	65ps $\times$ 1 110ps $\times$ 1	0.76m ³ /s (45.5m ³ /min) 1.25m ³ /s (75m ³ /min)	昭和 50 年 8 月 昭和 56 年 6 月	市管理
7	志知第 2 排水機場	スクリュウポンプ $\phi 1100 \times 1$ (H1.1 製造)	30ps $\times$ 1	0.3m ³ /s (18m ³ /min)	平成元年 3 月	市管理
8	阿万下町ポンプ場	水中ポンプ $\phi 800 \times 2$ (H17.11) 水中ポンプ $\phi 300 \times 1$ (H21.9)	500kVA (400kw) (ポンプ 86kw $\times$ 2) 15kw $\times$ 1	1.35m ³ /s $\times$ 2 = 2.7m ³ /s 0.17m ³ /s $\times$ 1 = 0.17m ³ /s (10m ³ /min)	平成 17 年 12 月 平成 21 年	市管理
9	中西排水ポンプ	水中ポンプ $\phi 300 \times 1$	22kw $\times$ 1	0.15m ³ /s (9m ³ /min)	平成 16 年 3 月	市管理
10	沼島第 1 排水ポンプ	水中ポンプ $\phi 250 \times 1$ (H25.10 製造)	22kw $\times$ 1	0.087m ³ /s (5.2m ³ /min)	平成 10 年 10 月	市管理
11	沼島第 2 排水ポンプ	水中ポンプ $\phi 250 \times 1$ (H21.11 製造)	22kw $\times$ 1	0.087m ³ /s (5.2m ³ /min)	平成 10 年 10 月	市管理
12	八幡排水ポンプ	水中ポンプ $\phi 300 \times 2$		0.075m ³ /s (4.5m ³ /min) 2 台交互運転	平成 5 年	市管理

◎県営河川排水機場

施設名		ポンプ形式	エンジン排出量		竣工年月	管理者
1	倭文川排水機場	横軸斜流 $\phi 1200 \times 2$ (S45 製造)	175ps $\times$ 2	3.0m ³ /s $\times$ 2 = 6.0m ³ /s	昭和 46 年 5 月	県管理
2	入貫川排水機場	縦軸斜流 $\phi 1500 \times 3$ (H24.8 製造)	260kw $\times$ 3	5.6m ³ /s $\times$ 3 = 16.8m ³ /s	平成 25 年 6 月	県管理
3	孫太川排水機場	縦軸斜流 $\phi 900 \times 3$ (S42.1) 横軸斜流 $\phi 1000 \times 1$ (S62.12 製造)	105ps $\times$ 3 110ps $\times$ 1	1.8m ³ /s $\times$ 3 = 5.4m ³ /s 2.0m ³ /s $\times$ 1 = 2.0m ³ /s	昭和 42 年 3 月 昭和 63 年 3 月	県管理

◎県営港湾排水機場

施設名		ポンプ形式	エンジン排出量		竣工年月	管理者
1	湊港排水機場	縦軸斜流 $\phi 1000 \times 2$ (S49.9) 水中ポンプ $\phi 350 \times 5$ ND.1.3 H19.3 ND.2 H22.4 ND.4.5 H10.5)	150ps $\times$ 2 45kw $\times$ 5	1.9m ³ /s $\times$ 2 = 3.8m ³ /s (114m ³ /min $\times$ 2) 0.375 $\times$ 3 + 0.38 $\times$ 2 = 1.885m ³ /s	昭和 49 年 11 月	県管理
2	福良(第 1)排水機場	横軸斜流 $\phi 1500 \times 1$ (S63) 横軸軸流 $\phi 1500 \times 2$ (S61. S60 製造)	260ps $\times$ 3	4.67m ³ /s $\times$ 3 = 14.0m ³ /s (280m ³ /min $\times$ 3)	平成元年 3 月	県管理
3	福良港第 2 排水機場	縦軸軸流 $\phi 1500 \times 2$ 縦軸斜流 $\phi 1500 \times 1$ (H10.3 製造)	420ps $\times$ 2 420ps $\times$ 1	5.33m ³ /s $\times$ 2 = 10.66m ³ /s 5.33m ³ /s $\times$ 1 = 5.33m ³ /s	平成 11 年 10 月	県管理
4	福良港第 3 排水機場	縦軸斜流 $\phi 700 \times 2$ (H17.3 製造)	80kw $\times$ 2	1.3m ³ /s $\times$ 2 = 2.6m ³ /s (78m ³ /min $\times$ 2)	平成 17 年 7 月	県管理

(資料 6 - 1) 被害の認定基準

被害種別			定 義
人的被害	死 者		当該被災が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住 家		現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全 壊 (全焼・流失)		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
	大規模半壊		居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
	半 壊 (半 焼)		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分がその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	一部損壊		全壊、大規模半壊及び半壊に至らないもので、補修を要する程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。
	床上浸水		住家の床より上に浸水したものと及び全壊、大規模半壊、半壊には該当しないが、土砂竹木等のたい積により一時的に居住不能なもの。
	床下浸水		床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
	り災世帯		災害により全壊、大規模半壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者		り災世帯の構成員とする。
非住家被害	非住家		住宅以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。
	公共建物		庁舎、公民館、公立保育所などの公用、又公共の用に供する建物とする。
	その他建物		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等とする。
	全 壊		住家の全壊（全焼・流失）に同じ。
	大規模半壊		住宅の大規模半壊に同じ。
	半 壊		住家の半壊（半焼）に同じ。
	一部破損		住家の一部損壊と同じ程度のもの。及び床上浸水・床下浸水を含む。

被害種別		定 義
その他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病 院	医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業をなす場所であって、患者20人以上の収容施設を有するもの。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	田	流失・埋没 水がひいた後、そのまま耕作をなし得ない状態。
		冠 水 水がひいた後、そのまま耕作をなし得る状態。
	畑	流失・埋没 水がひいた後、そのまま耕作をなし得ない状態。
		冠 水 水がひいた後、そのまま耕作をなし得る状態。
	池	決 壊 堤防が決壊され池の流水がその部分より流出する状態。
		溢水氾濫 堤防が決壊せずに池の水面が堤防の法面を越えて周辺に水が溢れる状態。
	用排水路決壊 用排水路が決壊し通水不能になったもの。	
	頭首工決壊 灌漑用水施設としての頭首工の決壊により、用水の取水が不能となったもの。	
	河川	決 壊 池の決壊に同じ。
		溢水氾濫 池の溢水氾濫に同じ。
	橋梁	流 失 水勢、その他により橋脚又は橋梁の一部あるいは全部が流失、落橋し、一般の渡橋が不能になった状態（農道橋を含む）。
		破 損 橋梁の一部が損壊し、流失、落橋に至らない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの（農道橋を含む）。
	砂 防 砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条に規定によって同法が準用される砂防のため施設、又は同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。	

被害種別			定 義
その他の	道路	崩壊	路面、路肩、法面が損壊され通行不能の状態（農道含む）。
		閉塞	土砂の流出、家屋・樹木倒壊、岩石の落下等により通行不能の状態（農道含む）。
	溝溢水		溝渠等の配水能力を超えて道路、その他敷地に水の溢れる状態。
	樹木倒壊		街路樹や公園の樹木が倒壊、半倒壊あるいは折損した状態。
	塀倒壊		倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
	がけ崩れ	土砂	雨水等により土砂が流出した状態（山崩れ、がけ崩れを含む）。
		石垣	石垣または擁壁の崩壊した状態。
	地すべり		雨水等によって地すべりを起し、上物の存在が保てないか、もしくは保てないことが予想されるもの。
	港 湾		港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、繁留施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
	船 舶		ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理をしなければ航行できなくなった程度の被害とする。
	防潮堤損壊		波浪その他の原因により護岸堤防等の破損した状態。
	電気停電		災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス供給停止		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	水 道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話不通		災害により通話不能となった電話の回線数とする。
公立文教施設			公立の文教施設とする。
農林水産業施設			農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設			公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
公共施設被害			公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
その他の	農産被害		農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害		農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害		農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害		農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害		建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、生産機械器具等とする。

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ下の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

地盤の液状化により損壊した住家の被害認定の調査・判定方法

1. 第1次調査に基づく判定

第1次調査は、外観目視調査により、次の（１）～（３）の順に判定を行う。

（１）外観による判定

原則として、運用指針* 「第1編 地震による被害 1. 第1次調査に基づく判定（１）概観による判定」により実施する。

（２）傾斜による判定

住家に不同沈下があるかどうかを外観目視調査により把握するとともに、外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。

傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均する。

○傾斜が1/20以上：損害割合50%以上 【全壊】

○不同沈下があり、かつ、傾斜が1/60～1/20：損害割合40%～50%未満 【大規模半壊】

○不同沈下があり、かつ、傾斜が1/100～1/60：損害割合20%～40% 【半壊】

○傾斜が1/100未満の場合は、傾斜による判定は行わない。

（３）住家の潜り込みによる判定

住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況を外観目視調査により把握し、判定する。

○床上1mまで地盤面下に潜り込んでいる場合：損害割合50%以上 【全壊】

○床まで地盤面下に潜り込んでいる場合：損害割合40%～50% 【大規模半壊】

○基礎の天端下25cmまで地盤面下に潜り込んでいる場合：損害割合20%～40% 【半壊】

2. 第2次調査に基づく判定

第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第2次調査を実施する。

第2次調査は、次の（１）～（４）の順に判定を行う。

（１）外観による判定

原則として、運用指針* 「第1編 地震による被害 2. 第2次調査に基づく判定（１）概観による判定」により実施する。

（２）傾斜による判定

住家に不同沈下があるかどうかを外観目視調査により把握するとともに、外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。

傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均する。

○傾斜が1/20以上：損害割合50%以上 【全壊】

○傾斜が1/20未満の場合：（３）住家の潜り込みによる判定を行い、これにより、全壊とならない場合は、（４）部位による判定を行い、判定する。（４）の場合において、傾斜が1/60以上1/20未満の場合は、基礎及び柱（又は耐力壁）の損害割合に代えて、傾斜による損害割合を25%（住家に不同沈下がない場合は15%）として算定する。

（３）住家の潜り込みによる判定

住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況を外観目視調査により把握し、判定する。

○床上1mまでの全ての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合：損害割合50%以上 【全壊】

○床上1mまで地盤面下に潜り込んでいない場合：（４）部位による判定を行う。

（４）部位による判定

原則として、運用指針* 「第1編 地震による被害 2. 第2次調査に基づく判定（３）部位による判定」により実施するが、以下の点に留意して各部位の損傷率を把握し、それに部位別の構成比を乗じたものの合計（住家の損害割合）を算定する。

1）住家の傾斜が1/60以上1/20未満の場合

① 住家の床までの全ての部位が地盤面下に潜り込んだ場合

床の損害割合を 10%とし、1 階の外壁及び内壁の損傷率を 100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定

- ② 基礎の天端下 25 cm までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合

床の損害割合を 10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定

- ③ 基礎の天端下 25 cm までの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合

床の損傷率を 10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定

2) 住家の傾斜が 1/100 以上 1/60 未満の場合

- ① 住家の床までの全ての部位が地盤面下に潜り込んだ場合

基礎の潜り込みによる損害割合及び床の存が割合をそれぞれ 10%とし、1 階の外壁及び内壁の損傷率を 100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定

- ② 基礎の天端下 25 cm までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合

基礎の潜り込みによる損害割合及び床の損害割合を 10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定

- ③ 基礎の天端下 25 cm までの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合

床の損傷率を 10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定

3) 住家の傾斜が 1/100 未満の場合

- ① 住家の床までの全ての部位が地盤面下に潜り込んだ場合

基礎の潜り込みによる損害割合を 10%とし、1 階の床、外壁及び内壁の損傷率を 100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定

- ② 基礎の天端下 25 cm までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合

基礎の潜り込みによる損害割合を 10%とし、1 階の束の損傷率を 100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定

- ③ 基礎の天端下 25 cm までの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合

原則として、各部位の損害割合から住家の損害割合を算定

床下にたい積した砂を除去するため、床の一部（床板等）の取り外しが必要である場合には、床の損傷の程度Ⅳ（損傷程度 75%）と判定するとともに、液状化による基礎の損傷率を 10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定

3. 被災者から再調査の依頼があった場合の対応

第 2 次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。

再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

4. 留意事項

○ 1 (3)、2 (3)、(4) の住家の潜り込みによる判定にあたって、地盤と基礎等の間に隙間がある場合、通風が確保できるか、排水ポンプなどの外構工事により対応できないか等を踏まえて判断する。

○ 第 1 ～ 3 編においては、「基礎の損傷率が 75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を 50%以上とし、全壊と判定する。」とされているが、この規定中の「基礎の損傷率」に 2 (4) の「基礎の潜り込みによる損害割合」及び「液状化による損傷率」は含まないものとして判断する。

地盤被害に伴う傾斜（床・基礎を含む）及び潜り込みに係る住家の被害認定

傾斜 潜り込み	1/20 以上 ※不同沈下がある場合	1/60 以上 1/20 未満 ※不同沈下がある場合	1/100 以上 1/60 未満 ※不同沈下がある場合	1/100 未満
床上 1m [1.5m]	1次・2次 全壊	1次・2次 全壊	1次・2次 全壊	1次・2次 全壊
床まで [0.5m]	1次・2次 全壊	1次 大規模半壊 2次 $35+25x+\alpha$	1次 大規模半壊 2次 $20+25x+\alpha$	1次 大規模半壊 2次 $10+35x+\alpha$
基礎天端下 25 cmまで [0.2m]	1次・2次 全壊	1次 大規模半壊 2次 $35+\alpha$	1次 大規模半壊 2次 $20+\alpha$	1次 大規模半壊 2次 $10+10x+\alpha$
それ以下	1次・2次 全壊	1次 大規模半壊 2次 $35+\alpha$	1次 大規模半壊 2次 $10+\alpha$	1次 被害なし 2次 <通常の被害認定>

x : 1 階の床面積/住家の延床面積、 α : 建具、設備等の被害

運用指針* : 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」 H25.6 内閣府（防災担当）

(資料 6 - 2) 南あわじ市被災建築物応急危険度判定要綱

平成20年 9 月26日

告示第79号

改正 平成27年 3 月18日告示第30号

平成30年 3 月16日告示第19号

(目的)

第1条 この告示は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊や部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その迅速かつ的確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険度判定 余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険程度を判定し、その結果の表示等を行うことをいう。
- (2) 判定士 前号の危険度判定業務に従事する者として、兵庫県被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成7年10月9日制定）に基づき兵庫県知事が認定した者をいう。
- (3) 判定コーディネーター 危険度判定の実施に当たり、危険度判定実施本部、判定拠点、支部本部及び災害対策本部において連絡調整に当たる県市町職員及び危険度判定業務に精通した建築関係団体に所属する者をいう。

(震前対策)

第3条 市は、危険度判定の実施体制等の整備及び判定士等の養成について、次のとおり行うものとする。

- (1) 兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会（以下「県協議会」という。）及び淡路地域被災建築物応急危険度判定協議会（以下「淡路地域協議会」という。）に参画し、兵庫県及び他市町と協力しながら市内の危険度判定実施体制の整備を図る。
 - (2) 広域支援体制を確保するために県協議会及び淡路地域協議会に参画し、兵庫県及び他市町と協力しながら危険度判定の広域支援体制の整備を図る。
 - (3) 市内の判定士に講演会への参加を促し、市内の判定士の数に不足を生じた場合には、兵庫県と協力して判定士の補充を行う。
 - (4) 判定コーディネーターとして必要な知識を得るための講習会に、市職員及び市内の判定士に参加を促し、兵庫県が行う判定コーディネーターの養成に協力する。
 - (5) 建築関係団体の協力を得て、所属する淡路地域協議会における民間判定士との連絡体制の整備に協力する。
- 2 市は、被災後の迅速な対応を確保するために災害予測を行うとともに、他市町と災害予測に必要な情報を交換し、他市町の災害予測の把握に努める。
- 3 市は、危険度判定等の実施計画について次のとおり行うものとする。
- (1) 兵庫県から提示を受けた危険度判定実施のためのマニュアル等を活用し、判定実施本部の設置等危険度判定作業実施計画の策定を行う。
 - (2) 県協議会の場において、兵庫県と次の事項を協議する。

- ア 危険度判定実施のためのマニュアルに関する事項
- イ 危険度判定実施方法及び判定結果表示方法に関する事項
- ウ 危険度判定資機材の調達及び備蓄に関する事項
- エ その他危険度判定実施に必要な事項

(危険度判定の実施)

第4条 市長は、地震により多くの建築物が被災した場合は、危険度判定実施本部の設置等必要な措置を講じ、兵庫県知事及び建築関係団体等に対して必要な応援を求めることができる。

2 前項の危険度判定実施本部は、産業建設部建設課に設置し、実施本部長に産業建設部長を、本部員に建設課職員を充てる。

(県等からの応援要請)

第5条 市長は、兵庫県知事を通じて、国土交通省及び他の都道府県から応援要請を受けた場合は、支障のない限りその要請に応ずるよう努めるものとする。

2 市長は、前項の応援要請に応じる判定士等の名簿と判定資機材リストを作成し、兵庫県知事を通じて応援要請をした都道府県の支援本部に通知する。

(措置)

第6条 市長は、危険度判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(連絡調整)

第7条 市は、県協議会及び淡路地域協議会において、この告示の目的を達成するために、必要な連絡調整に努めるものとする。

(庶務)

第8条 危険度判定の実施に係る庶務は、産業建設部建設課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、危険度判定の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年告示第30号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年告示第19号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(資料 6 - 3) 南あわじ市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年 1 月11日

条例第110号

改正 平成23年 9 月30日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により、被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて、当該死亡者の兄弟姉妹（当該死亡者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）が存するときは、その者に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、そ

の1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることになる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たり貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財に損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、若しくは流出した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年1月11日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の緑町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年緑町条例第2号）、西淡町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年西淡町条例第12号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年三原町条例第13号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年南淡町条例第50号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

(資料 6 - 4) 南あわじ市災害見舞金等支給条例

平成18年12月25日

条例第56号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害による被災者又はその遺族に対する災害見舞金又は災害弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 被災世帯主 災害により被害を受けた世帯の世帯主（災害により被害を受けた当時、市の区域内に住所を有した者に限る。）をいう。

(災害見舞金)

第3条 市長は、被災世帯主に対し別表に定める災害見舞金を支給する。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(災害弔慰金)

第4条 市長は、市の区域内に住所を有していた者が災害（南あわじ市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年南あわじ市条例第110号）の適用を受けるものを除く。）により死亡したときにその遺族に対して、死亡した者一人につき3万円の災害弔慰金を支給する。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項の災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、南あわじ市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条の規定によるものとする。

(適用除外)

第5条 前2条の規定にかかわらず、市長が災害見舞金等を支給することが適当でないと認めた場合は、支給しないものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

被害の区分	災害見舞金の額
住家の全壊・全焼又は流失	30,000円
住家の半壊又は半焼	20,000円
住家の床上浸水	10,000円

(資料 6－5) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり320円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり (建設型仮設住宅) 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 (借上型仮設住宅) 世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅に準じて設定 2 限度額 1戸当たり (建設型仮設住宅) 5,610,000円以内 (借上型仮設住宅) 地域の実情に応じた額 3 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置する場合は集会施設を、50 戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる (規模、費用は別に定めるところによる。)	(建設型仮設住宅) 災害発生の日から 20 日以内着工 (借上型仮設住宅) 速やかに供与	1 建設型仮設住宅の場合における限度額は、平均 1 戸当たり 5,516,000 円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高 2 年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難された者 2 全壊、大規模半壊、半壊、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,140円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間				備 考	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全壊、半壊（大規模半壊含む）、全焼、半焼、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月）の 季別は災害発生の日 をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から 10 日以内				1 備蓄物資の価格は年度 当初の評価額 2 現物給付に限ること	
		区 分	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上1人増す ごとに加算	
		全壊 全焼	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
		流失	冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
		半壊 半焼	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
		床上 浸水	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500
医 療	医療の途を失った者 （応急的措置）	1 救護班・・・使用した 薬剤、治療材料、医療 器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・ 国民健康保険診療報酬 の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日から 14 日以内				患者等の移送費は、別途計 上	
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額		分べんした日から 7 日以内				妊婦等の移送費は、別途計 上	
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から 3 日以内				1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上	
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 584,000 円以内		災害発生の日から 1 ヶ月以内					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊、大規模半壊、半壊、全焼、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,400 円 中学校生徒 1人当たり 4,700 円 高等学校等生徒 1人当たり 5,100 円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12 歳以上) 211,300 円以内 小人 (12 歳未満) 168,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,400 円以内 (一時保存) 死体一時収容施設 通常の実費 上記が利用できない場合 1 体当たり 5,300 円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 135,400 円以内	災害発生の日から 10 日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の 整理配分	当該地域における通 常の実費	救助の実施が認め られる期間以内	
実 費 弁 償	災害救助法施行 例第4条第1号か ら第4号までに規 定する者	災害救助法第7条第 1項の規定により救助 に関する業務に従事さ せた都道府県知事の総 括する都道府県の常勤 の職員で当該業務に従 事した者に相当するも のの給与を考慮して定 める。	救助の実施が認め られる期間以内	時間外勤務手当及び旅費 は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(資料6-6) 災害時使用検討地リスト(応急仮設住宅建設地など)

用地名	所在地	電話	建設可能 面積 (㎡)	建設可能 戸数 (戸)	備考	所管	災害のおそれ		
							洪水	土砂	津波
広田小学校	広田中筋121番地	45-0013	10,700	176		教育総務課	無	無	無
倭文小学校	倭文庄田250番地	46-0009	3,630	60		教育総務課	無	無	無
倭文中学校	倭文庄田547番地	46-0313	6,900	114		教育総務課	無	無	無
西淡中学校	松帆古津路577番地66	36-2063	15,400	254		教育総務課	有	無	無
湊小学校	湊里1502番地1	36-2104	3,000	49		教育総務課	無	無	無
辰美小学校	津井2285番地4	37-3211	6,400	105		教育総務課	無	無	無
丸山地区公民館	阿那賀1348番地	39-0210	5,200	85		中央公民館	無	無	無
阿須賀地区公民館	阿須賀25番地	39-0011	3,250	53		中央公民館	有	有	有
西淡志知小学校	志知南16番地	36-3555	2,100	34		教育総務課	無	無	無
榎列小学校	榎列大榎列1426番地1	42-2049	3,900	64		教育総務課	有	無	無
八木小学校	八木大久保590番地1	42-0128	6,500	107		教育総務課	無	無	無
市小学校	市福永345番地1	42-0114	5,400	89		教育総務課	無	無	無
三原中学校	市十一ヶ所14番地12	42-1239	15,000	247		教育総務課	無	無	無
神代小学校	神代富田3番地	42-0037	5,600	92		教育総務課	無	無	無
三原志知小学校	志知佐礼尾9番地1	42-3109	2,500	41		教育総務課	無	有	無
福良小学校	福良乙1205番地	52-0009	5,500	90		教育総務課	無	無	無
賀集小学校	賀集1000番地	54-0004	4,900	80		教育総務課	無	無	無
北阿万小学校	北阿万新田中217番地	55-0064	5,700	94		教育総務課	無	無	無
南淡中学校	潮美台1丁目27番地	52-0111	28,400	469		教育総務課	無	無	無
阿万小学校	阿万下町420番地	55-0047	3,000	49		教育総務課	有	無	無
旧灘保育所	灘土生130番地	56-0130	280	4		財務課	無	有	無
沼島小学校	沼島995番地	57-0101	900	14		教育総務課	有	有	有
淡路ふれあい公園	広田広田1473番地12		18,300	302	淡路広域防災拠点に使用	商工観光課	無	有	無
福良波止の浜公園	福良乙1652番地1		960	15		建設課	無	無	有
福良児童公園	福良甲512番地2		540	8		建設課	有	無	有
賀集八幡公園	賀集八幡698番地1		910	15	拡張予定あり	建設課	無	有	無
潮美台西公園	潮美台1丁目27番地		1,980	32		建設課	無	無	無
潮美台東公園	潮美台2丁目23番地		2,200	36		建設課	無	無	無
若人の広場公園	阿方塩屋町2658番地7		330	5		建設課	無	無	無
おのころコミュニティパーク	榎列下幡多982番地		1,870	30		建設課	有	無	無
八木コミュニティパーク	八木鳥井388番地		320	5		建設課	無	無	無
三原川河川公園	市善光寺18番地27地先		2,090	34		兵庫県	有	無	無
三原センターパーク	市福永549番地1		430	7		建設課	無	無	無
福良原田公園	福良乙1124番地1		150	2		建設課	有	無	有
伊賀野公園	北阿方伊賀野575番地9		800	13		建設課	無	無	無
沼島緑地おのころ公園	沼島753番地1		1,000	16		建設課	有	有	有
西淡社会教育センター	松帆古津路970番地1	36-2027	6,138	101		体育青少年課	有	無	無
西淡グラウンド	津井2281番地1	36-2027	16,300	269		体育青少年課	無	無	無

用地名	所在地	電話	建設可能面積 (㎡)	建設可能戸数 (戸)	備考	所管	災害のおそれ		
							洪水	土砂	津波
三原健康広場グラウンド	市青木198番地5	42-5630	21,700	358		体育青少年課	無	無	無
南淡B&G海洋センターグラウンド	福良甲1512番地2	52-2404	22,500	371		体育青少年課	無	無	無
賀集スポーツセンター	賀集1031番地	54-0779	9,812	162		体育青少年課	無	無	無
文化体育館多目的広場	北阿万筒井1509番地1	50-5077	15,700	259		体育青少年課	無	無	無
阿万スポーツセンターグラウンド	阿万塩屋町757番地63	55-0652	11,100	183		体育青少年課	無	無	無
灘スポーツグラウンド	灘土生1番10地先	56-0001	8,230	136		体育青少年課	有	無	有
沼島グラウンド	沼島770番地	57-0001	4,500	74		体育青少年課	有	有	有
旧三原リサイクルセンター	神代社家1894番地		2,000	33		環境課	無	無	無
旧福良リサイクルセンター	福良甲1490番地1		3,300	54		環境課	無	有	無
津井幼稚園	津井2280番地2	38-0352	350	5		子育てゆめるん課	無	無	無
湊幼稚園	湊里736番地	36-2835	450	7		子育てゆめるん課	無	無	無
志知幼稚園	志知南15番地	36-3340	150	2		子育てゆめるん課	無	無	無
丸山幼稚園跡地	阿那賀1397番地1		300	4		子育てゆめるん課	無	無	無
倭文保育園	倭文庄田275番地	46-0654	300	4		子育てゆめるん課	無	無	無
広田保育園	広田中筋195番地1	45-0040	1,200	19		子育てゆめるん課	無	無	無
榎列保育所	榎列下幡多432番地	42-2392	680	11		子育てゆめるん課	有	無	無
八木保育所	八木鳥井427番地	42-0559	290	4		子育てゆめるん課	無	無	無
市保育所	市三條886番地	42-0215	300	4		子育てゆめるん課	無	無	無
神代保育所	神代地頭方1496番地1	42-1252	400	6		子育てゆめるん課	無	無	無
志知保育所	志知佐礼尾363番地	42-3101	270	4		子育てゆめるん課	無	有	無
賀集保育所	賀集1028番地	54-0458	650	10		子育てゆめるん課	無	無	無
北阿万保育所	北阿万新田中57番地1	55-0075	690	11		子育てゆめるん課	無	無	無
阿万保育所	阿万下町41番地	55-0133	180	2		子育てゆめるん課	有	無	無
市有地	阿万下町39番地、41番地1		2,300	38		財務課	有	無	無
市有地	広田中筋779番地3		1,160	19		財務課	無	無	無
市有地	倭文庄田341番地1		1,070	17		財務課	無	無	無
市有地	福良丙28番地7		780	12		財務課	無	無	有
市有地	福良甲494番地5他1筆		670	11		財務課	有	無	有
合 計			309,510	5,080					

※ 建設可能戸数は、建設可能面積を1戸平均面積（60.5㎡）で除して計算しています。

1戸平均面積＝住宅面積（間口5.5m×奥行5.5m）＋接道道路（幅員3m×延長5.5m）＋駐車場（幅2.5m×奥行5.5m）

住宅面積：√29.7㎡（災害救助法規定の応急仮設住宅の標準規模）により間口及び奥行を算出。

接道道路：幅員3mは、応急仮設住宅団地内道路幅員6mの半分。

建築可能面積は、現地測量によらず、図上にて計算したため、厳密なものではない。